



埼玉県報

第 2713 号
平成 27 年(2015 年)
7 月 14 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例のあらまし (情報システム課)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例のあらまし (情報システム課)
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例のあらまし (情報システム課)
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (情報システム課)
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (情報システム課)
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし (税務課)
- 埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし (県政情報センター)
- 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (社会福祉課)
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし (高齢者福祉課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし (建築安全課)
- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (建築安全課)
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし (県立学校人事課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (保健体育課)

条例

- 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例 (情報システム課)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例 (情報システム課)
- 埼玉県個人番号の利用に関する条例 (情報システム課)
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 (情報システム課)
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (情報システム課)

- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県政情報センター）
- 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

規則

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則(情報システム課)
- 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報システム課)
- 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

告示

- 職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）

平成 27 年(2015 年)7 月 14 日

- 社会資本整備総合交付金（河川）整備工事（新河岸川河川改修工事／産業廃棄物処分業務委託）に関する契約の相手方等の公示（朝霞県土整備事務所）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業の事業計画の変更（市街地整備課）
- 県道川越上尾線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道本川越停車場線の区域の変更（川越県土整備事務所）

本号で公布された条例のあらまし

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第三十九号）（情報システム課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する。

二 内容

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する。

三 施行期日

平成二十七年十月五日

本号で公布された条例のあらまし

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（埼玉県条例第四十号）（情報システム課）

一 趣旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する。

二 内容

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止するとともに、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例について、電子証明書発行手数料の徴収に係る規定を削除するための改正を行う。

三 施行期日

平成二十八年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用に関する条例（埼玉県条例第四十一号）（情報システム課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

（一） 県の責務

ア 法第三条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。

イ 国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する。

（二） 個人番号の利用範囲

ア 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

イ 県の執行機関は、（二）アに規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第十九条第七号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報提供を受けることができる場合は、この限りでない。

三 施行期日

平成二十八年一月一日

ただし、（二）の一部については法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）
（情報システム課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県本人確認情報保護審議会に関する規定の整備を行う。

二 内容

住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十七年十月五日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（情報システム課）

一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の規定の整備を行う。

二 内容

住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十七年十月五日

ただし、一部については平成二十八年一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税の対象法人に係る法人事業税について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、並びに所得割の税率を引き下げる等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

配当割の特別徴収義務者について、国が国債の利子を直接支払う場合、国が特別徴収義務者となるよう、所要の措置を講ずる。

(二) 法人事業税

外形標準課税の対象となる資本金一億円超の普通法人について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。

(三) 地方消費税

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税について、国外事業者が提供する役務も課税対象とされたことに関し、国外事業者が行う国内事業者向け電気通信利用役務等については納税義務者を国内事業者とする措置を講ずる。

(四) 県たばこ税

ア 紙巻たばこ三級品に係る特例税率を平成二十八年四月一日から段階的に廃止する。

イ 税率の引上げに伴い、手持品課税を実施する。

(五) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

二(三)については、平成二十七年十月一日

二(一)については、平成二十八年一月一日

二(二)及び四については、平成二十八年四月一日

二(五)のうち、個人県民税に係る規定の整備は平成二十八年一月一日、法人県民税に係る規定の整備は平成二十八年四月一日、審査請求に係る規定の整備は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（県政情報センター）

一 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるなどの改正

二 内容

(一) 番号法関連

ア 特定個人情報について

- (ア) 目的外利用を原則として禁止
- (イ) 外部に提供できる場合を番号法に規定されたものに限定
- (ウ) 本人、法定代理人以外に、任意代理人も開示請求等を可能とする。

イ 情報提供等記録（行政機関同士で特定個人情報をネットワークシステムにより照会・提供した記録）について

(ア) 目的外利用を禁止

- (イ) 利用停止請求を認めない。

(二) 罰則対象者の拡大

県が個人情報取扱業務を再委託した会社の従業員等にも個人情報の漏えい等を禁止し、違反した場合には罰則の対象とする。

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十七年十月五日

ただし、二(一)イは番号法関係規定の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（社会福祉課）

一 趣旨

被保護者等住居・生活サービス提供事業における住居等の居室の基準を変更するための改正

二 内容

- (一) 事業者は、居室を原則として個室とするよう努めなければならない。
- (二) 事業者は、各居室の床面積を七・四三平方メートル以上、かつ、空間の容積を十五・六〇立方メートル以上とするよう努めなければならない。

三 施行期日

平成二十七年十一月一日

四 経過措置

既存の施設で、かつ、その住居等に居住している者の住居等の確保が困難となるおそれがあると知事が認めるときは、二(二)にかかわらず、各居室の床面積を四・九五平方メートル以上、かつ、空間の容積を十・三九五立方メートル以上とすることができる。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合、介護サービスの提供方法が、従前からの「外部サービス利用型」に加え、施設職員が直接介護サービスを提供する通常の方法も認められたことに伴い、厚生労働省令に合わせ、て表記を改める。

現 行 外部サービス利用型養護老人ホーム

改正後 指定特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム

三 施行期日

平成二十七年七月十四日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（建築安全課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う埼玉県建築基準法施行条例の一部改正

二 内容

法律に幼保連携型認定こども園が位置付けられたことを踏まえ、隣地境界線との距離の制限を幼保連携型認定こども園に適用しないこととする

三 施行期日

公布日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（建築安全課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部改正

二 内容

法律に幼保連携型認定こども園が位置付けられたことを踏まえ、全ての規模の幼保連携型認定こども園を建築物移動等円滑化基準に適合すべきこととする

三 施行期日

公布日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（県立学校人事課）

一 趣旨

新たに県立特別支援学校一校の設置をするための改正

二 内容

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校の設置

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定等するた
めの改正

二 内容

補償基礎額及び介護補償の額の改定等

三 施行期日

公布の日

ただし、補償基礎額の改定のうち減額改定となる部分は、平成二十七年八月一日

条 例

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成十四年埼玉県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

条 例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年埼玉県条例第百二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第二条第一項及び第三条第一項に規定する手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百十四項を削り、第百十五項を第百十四項とする。

条 例

埼玉県個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十一号

埼玉県個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、法第三条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 県の執行機関は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第十九条第七号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第二項ただし

書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会の項中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の八」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第二条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第三条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「区域内の市町村の執行機関」を「当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

第四条中「第三十条の七第四項」を「第三十条の十三第一項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）」を削る。

第五条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第六条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第七条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第八条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第二条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十一条第三項中「(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」を削る。

第二十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第三十条の三第三項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第三十条の十五中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第三十一条の四第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第三十一条の十四第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等(」に、「(同法その他)」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。))並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。))及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他)」に、「を除く。))については、当該事業者」を「以外のものをいう。))については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託」に改め、同条第一

号中「剰余金の分配」の下に、「金銭の分配」を加える。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第二十七条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「行う課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。)並びに」を、「行った課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第三十一条の十四第一項の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六項の規定 平成二十七年十月一日

二 第一条中埼玉県税条例第二十二条第二項及び第三十条の十五の改正規定並びに同条例附則第六条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十八年一月一日

三 第一条中埼玉県税条例第十七条の改正規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日
(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)第二十二条第二項の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三十条の十五の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地

方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

5 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

6 改正後の条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった第一条の規定による改正前の埼玉県税条例（附則第九項において「改正前の条例」という。）附則第十七条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、改正後の条例第三十三条の四の規定にかかわらず、当

該各号に定める税率とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
 - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 9 平成二十八年四月一日前に改正前の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正前の条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 10 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する紙巻たばこ三級品で同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する紙巻たばこ三級品で同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。附則第十四項において「施行規則」という。）で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるもの本数
 - 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項

11 附則第九項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に

係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

12 附則第十項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日まで、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

13 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の六、第三十三条の九の二第一項及び第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第三十三条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十三条の七第一項から第三項まで」とあるのは「埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十四号）附則第十項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成二十八年五月二日」とする。

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

15 附則第九項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、改正後の条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

三 催告（地方税法等改正法附則第十二条第七項の規定により適用される地方税法第七十四条の二十五第一項の規定による督促を除く。）に関する事務

16 平成二十九年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正後の条例第三十三条の五第

一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。附則第十八項及び第二十項において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

17 附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項の規定により	附則第十六項の規定により
	附則第十四項	附則第十七項において準用する附則第十四項
平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日	
附則第十項第二号	前項	附則第十六項
	附則第九項	附則第十六項
附則第十一項	前項	附則第十七項において準用する前項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
附則第十二項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項
平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日	

附則第十三項	附則第九項	同項から	附則第十項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日	附則第十六項	同項及び附則第十七項において準用する附則第十項から
附則第十四項	附則第九項		附則第十六項	附則第九項	附則第十六項	附則第十七項において準用する附則第十項	
附則第十五項	附則第九項	平成二十八年四月一日	附則第十六項	附則第九項	附則第十六項	附則第十七項において準用する附則第十項	
附則第十五項	附則第十項	、 附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項	附則第十項	
第一号							

18

平成三十年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

19

附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項の規定により	附則第十八項の規定により
附則第十四項		附則第十九項において準用す

20 平成三十一年四月一日前に改正後の条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

21 附則第十項から第十五項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項の規定により		附則第二十項の規定により
	附則第十四項	平成二十八年五月二日	
附則第十項 二号	前項	附則第二十項	附則第二十項
	附則第九項		
附則第十一項	前項	附則第二十項第十四項において準用する同条第四項	附則第二十項
	附則第二十条第四項		
附則第十二項	附則第十項	附則第二十一項において準用	

条 例

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第九条第二項第一号中「受けた者」の下に「（その者から当該委託に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第十条の見出し中「従事者」を「従事者等」に改め、同条中「者又は」を「者、」に改め、「従事していた者」の下に「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者若しくは派遣されていた者」を加える。

第十一条第一項中「保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。以下この条、第十二条及び第二十七条第一項において同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第十一条の二 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利

用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十一条の三 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第十二条第一項中「前条第二項第三号」を「第十一条第二項第三号」に改める。

第十三条第二項第十一号中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第十五条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))」を加える。

第十六条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第十七条第二号中「である未成年者又は成年被後見人」を削り、同条第三号中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加え、同条第七号ホ中「、国」を削る。

第二十五条第五項、第二十六条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十六条第一項第一号中「又は第十一条第一項及び第二項」を「第十一条第一項及び第二項若しくは第十一条の二」に改め、「利用されているとき」の下に「、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第二項」の下に「又は第十一条の三」を加え、同条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十七条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第六十六条中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十条に規定する実施機関に派遣されている者又は派遣されていた者

第二条 埼玉県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第二十三条第一項及び第

二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第十一条の二第二項中「保有特定個人情報」の下に「情報提供等記録を除く。」を加える。

第十三条第二項第十一号中「第二条第六項第二号」を「第二条第七項第二号」に改める。

第二十三条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。第三十四条第一項及び第三節において同じ。）」を加える。

第三十五条中「提供先」の下に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第六十六条中「第二条第六項第一号」を「第二条第七項第一号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条 例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「利用世帯等」を「基準」に改め、同条第一項中「一の居室を二以上の世帯に利用させないよう」を「居室を原則として個室とするよう」に改め、同条第二項中「被保護者等一人当たり」を「各居室」に、「四・五平方メートル」を「七・四三平方メートル」に、「九・四五立方メートル」を「十五・六〇三立方メートル」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。
- 2 改正前の被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第八条第二項の適用を受けていた住居等を、改正後の被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第八条第二項に規定する基準に適合させようとする場合において、当該住居等に居住している者を引き続き当該住居等に居住させる等しなければ、その者の住居等の確保が困難となるおそれがあると知事が認めるときは、当該おそれがある間における当該住居等に係る同項の規定の適用については、同項中「七・四三平方メートル」とあるのは「四・九五平方メートル」と、「十五・六〇三立方メートル」とあるのは「十・三九五立方メートル」とする。

条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム（省令第十二条第七項に規定する外部サービス利用型養護老人ホームをいう。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び幼稚園」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 幼保連携型認定こども園

別表第一 1 の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 幼保連携型認定こども園

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三号の表中「埼玉県立草加かがやき特別支援学校」——草加市松原四丁目六番

一号」を「埼玉県立草加かがやき特別支援学校」——草加市松原四丁目六番

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校——入間市大字小谷田字車道南七

に改める。

百四十五番地一」

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附則第一条の三第七項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第二条第五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「五、九四三元」を「六、〇〇三元」に、「七、七二〇円」を「七、七七五円」に、「九、四〇〇円」を「九、四五〇円」に、「一〇、六五三元」を「一〇、七〇三元」に、「一一、五三八円」を「一一、五七三元」に、「一二、二八五円」を「一二、三一八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、〇二〇円」を「五、〇六八円」に、「六、〇四八円」を「六、〇五〇円」に、「六、八八〇円」を「六、七八三元」に、「八、〇七八円」を「七、九五〇円」に、「八、九九八円」を「八、八五〇円」に、「九、四七五円」を「九、三一一円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校薬剤師の補償基礎額の改正規定（「六、八八〇円」を「六、七八三元」に、「八、〇七八円」を「七、九五〇円」に、「八、九九八円」を「八、八五〇円」に、「九、四七五円」を「九、三一一円」に改める部分に限る。）は、平成二十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき

事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満、十五年以上二十年未満、二十年以上二十五年未満及び二十五年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

4 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満、十五年以上二十年未満、二十年以上二十五年未満及び二十五年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

規 則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十二年埼玉県
規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人
確認情報」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月14日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第12号中「原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第17条第1項第10号中「の移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 7 月15日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用デスクトップ型パーソナルコンピュータの賃貸借 400台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年2月1日（月）から平成33年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 宮寺、高柳 電話048-830-2282（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月25日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月24日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月24日（月）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成27年8月25日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年8月10日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年8月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 400 desktop personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:50 a.m., August 25, 2015

By registered mail or in person: 4:00 p.m., August 24, 2015

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance
Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
N P O 法人 M U S K A N
- 三 代表者の氏名
永田 栄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市幸町二丁目十七番一号パークホームズ川口幸町センターステージ
二百十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、各自が当事者意識を持ち、ネパールの人々に対し、情報技術を活用して、ネパールの各地域の活性化に直接または間接に寄与する事業を行い、もって、ネパールの人々をはじめとした関わるすべての方の自立・自律意識の活性化を増進させることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

三 代表者の氏名

東 嶋 満

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業を通して、高齢者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

（変更後）この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者及び障害者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業・障害福祉サービス事業などを通して、高齢者や障害者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢オハナ

三 代表者の氏名

星 良二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五十八番地の一カマタハイツ二百三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することと、市民、地域、企業などとの連携を構築し地域住民がいつまでも自分らしく安心して楽しく生活できる社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人くりっかー&くりっぴーず
（変更後） 特定非営利活動法人日高元気っ子クラブ

三 代表者の氏名

平井 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市高萩東三丁目十番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブ等の設立及び地域住民に対して啓発及び支援活動やスポーツに係る人材の発掘・育成に関する事業を広域スポーツセンター・関連団体等を行うことを目的とする。さらに、地域住民に対して健康・スポーツ、保健、医療の増進、子供の健全育成及び社会教育の推進に関する諸活動の啓蒙、普及、振興を図り、それらの援助、指導、教育及び環境整備に関する事業を行い、地域住民の生活の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リンクス

三 代表者の氏名

仲 沢 睦 美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝新町十五番地九アステール藤野一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害当事者やその家族はもとよりひろく市民に対し、市民が障害の有無や種類・程度等により他の市民と分け隔てられることなく共生できる地域社会や、障害者が自らの意志で生活を劈（ひら）き、社会参加をすすめてゆくことができる環境の創造に関する事業を行い、地域福祉や障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市田谷戸森前十一番一の一部）

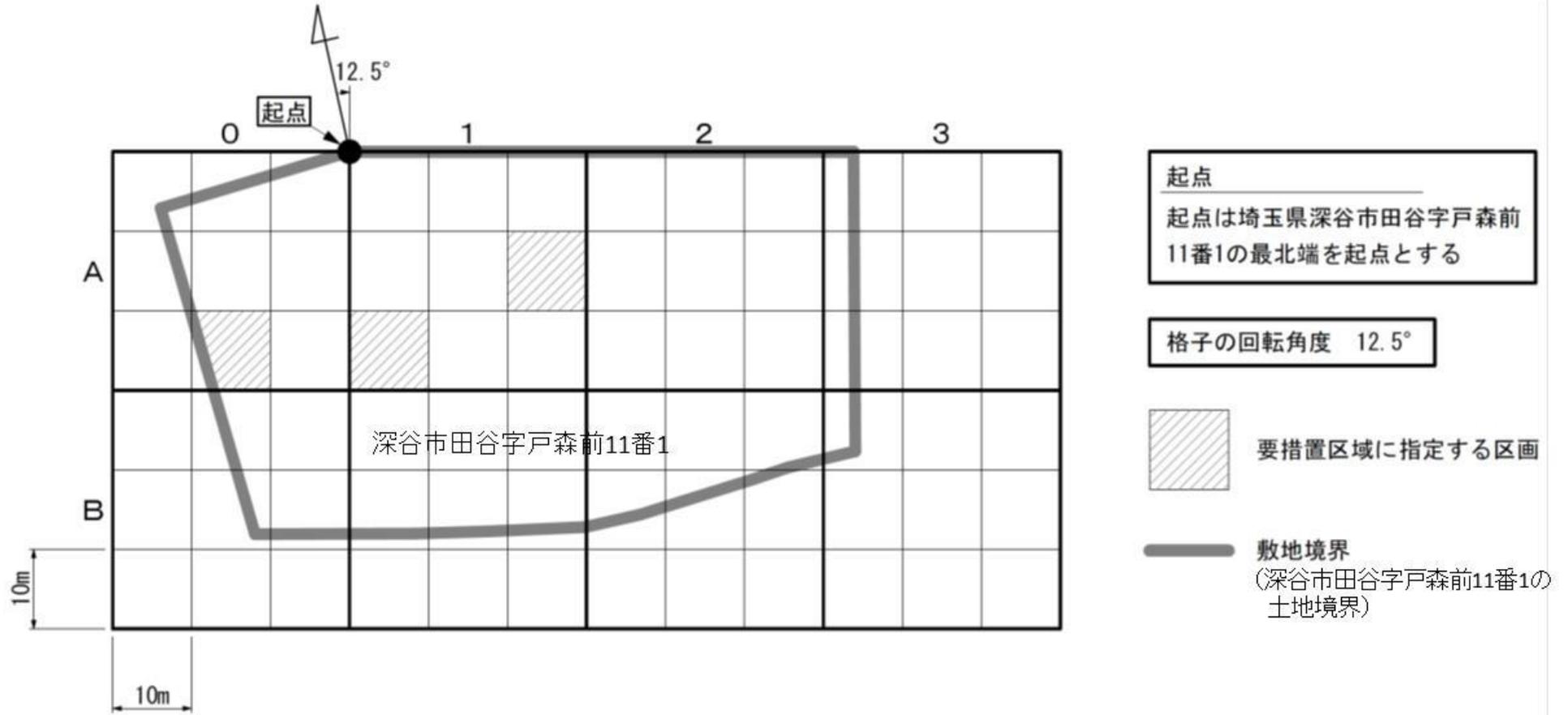
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第八百五十七号

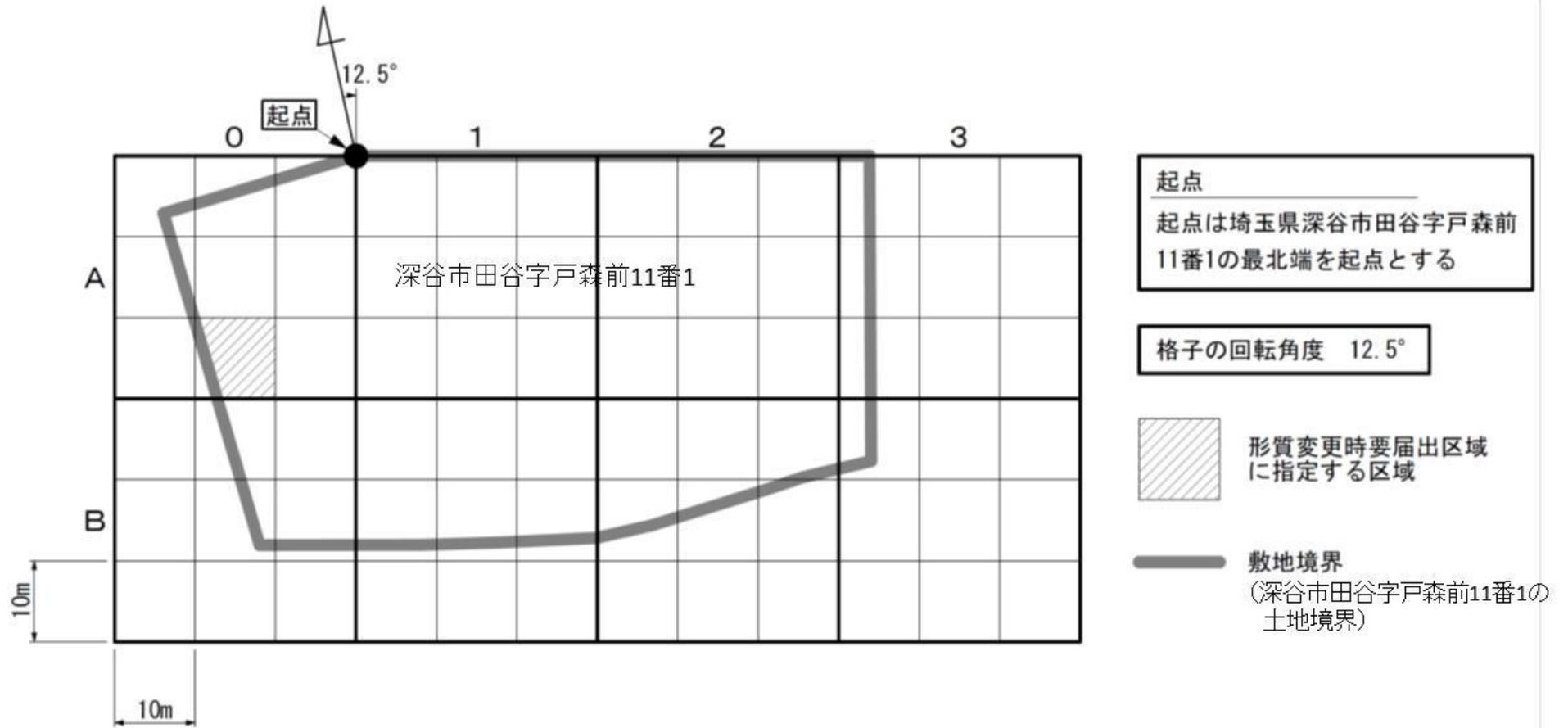
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県深谷市田谷戸森前十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第八百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

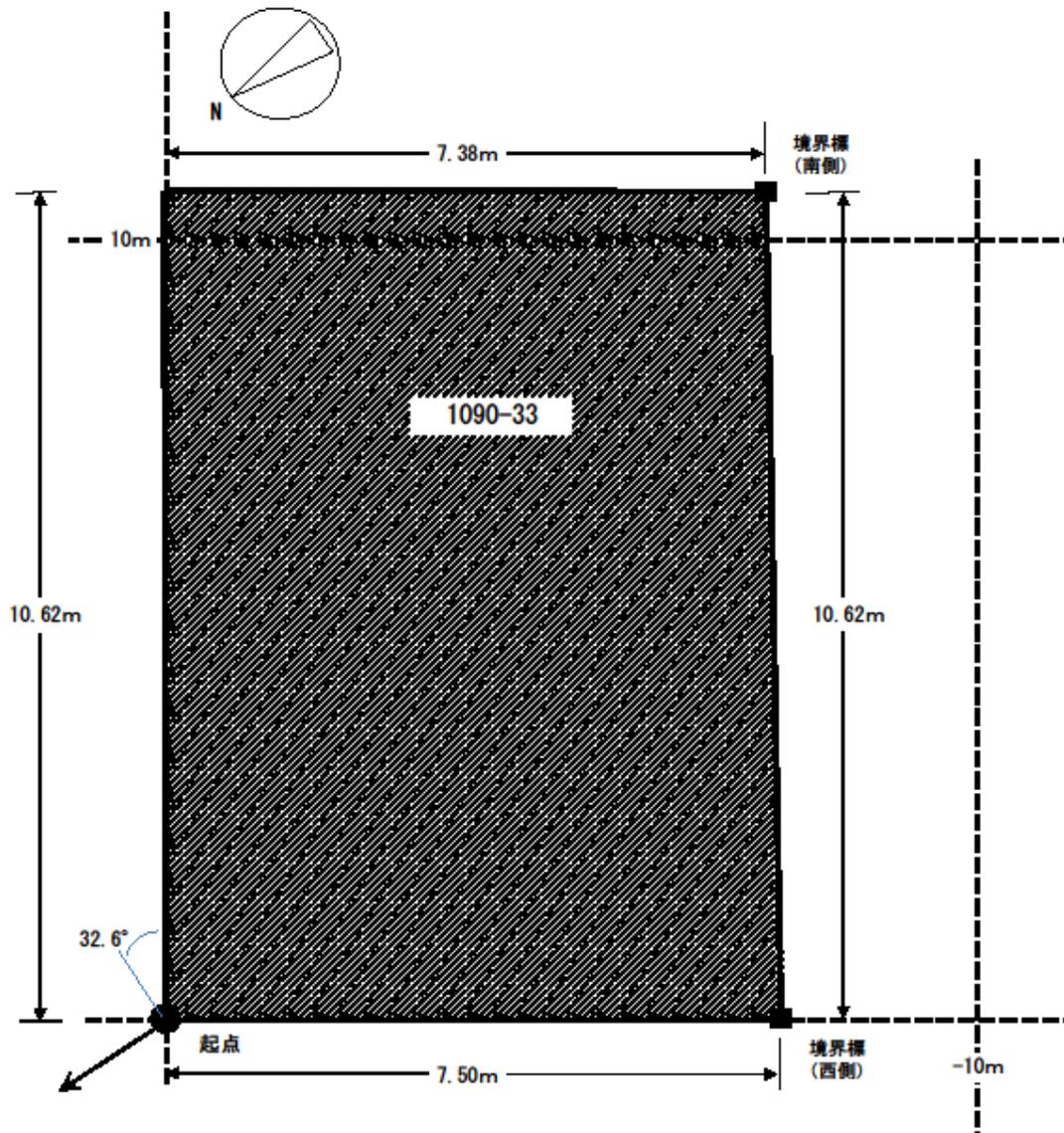
別図のとおり（埼玉県朝霞市栄町二丁目千九百三十番三十三）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



<p>起点 起点は朝霞市栄町二丁目 1090番33の最北端とする</p>	<p>格子の回転角32.6度 起点から東西方向及び南北 方向に10m間隔で引いた線 により構成された格子の起 点を支点として右方向に回 転させた角度。</p>	<p>凡例</p> <p> : 10m格子</p> <p> : 敷地境界</p>
---	--	---

 : 要措置区域

告示

埼玉県告示第八百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ 東松山店

埼玉県東松山市大字石橋字女堀千六百四十八―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）万代書店東松山店

（変更後）MEGA ドン・キホーテ 東松山店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社トレジャー 代表取締役 井出浩二

埼玉県熊谷市石原三百四十二番地の三

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

平成二十七年六月十二日

ニ 届出年月日

平成二十七年七月一日

二 縦覧期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル

埼玉県鴻巣市逆川二丁目二百十六番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後十時

（変更後） 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後十時

（変更後） 午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前五時から午後八時

（変更後） 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年六月三十日

ニ 届出年月日

平成二十七年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年七月十四日から平成二十七年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一四九

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
社会資本整備総合交付金（河川）整備工事（新河岸川河川改修工事／産業廃棄物処分業務委託）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県朝霞県土整備事務所 埼玉県朝霞市大字浜崎678番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年6月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地
- 5 契約金額
729,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量 土地改良事業（ほ場整備）山田地区）

三 作業地域

比企郡滑川町大字山田地区内

四 作業期間

平成二十七年六月十日から平成二十八年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から

平成三十八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

六 変更認可の年月日

平成二十七年七月十四日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市氷川町一二八番五地先から同市氷川町一三〇番一地先まで		区 間
一四・四〇ゝ 一五・五〇	六・六五ゝ 一五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・二〇		延長 (メートル)
交通安全施設整備 事業による。		備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本川越停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市中原町一丁目一番一地先 から同市連雀町一番四地先まで		区 間
二〇・〇〇〇 三三・〇九	一一・一五〇 二六・九五	敷地の幅員 (メートル)
二七七・四〇		延長 (メートル)
る。 道路改良事業によ		備 考